

年末年始の労働災害を防止しましょう！

鳴門労働基準監督署管内における労働災害（休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症除く））は、令和7年10月末現在の速報値で147人となり、前年同期の170人から約14%の減少となっています。

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増加します。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなります。

このため、各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施などに全員で取り組むことが重要となります。

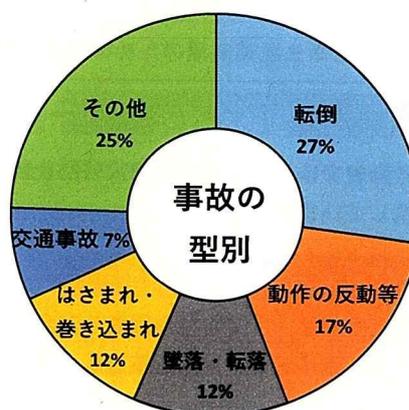
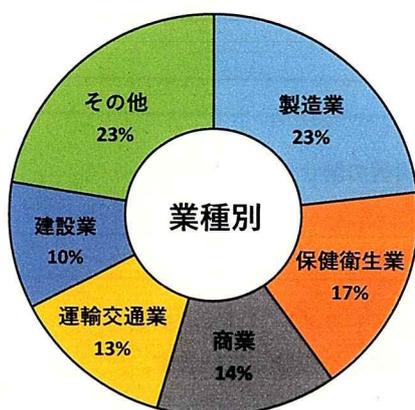
年末年始を無災害で過ごし、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにより一層の安全対策の徹底をお願いします。（裏面の「チェックリスト」を活用してください。）

令和7年度 年末年始無災害運動標語（主唱：中央労働災害防止協会、後援：厚生労働省）

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

令和7年労働災害発生状況（10月末現在）

死傷者数147人（前年同期170人）



※死傷者数は鳴門労働基準監督署管内における休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症除く）を表す。

チェックリスト

チェック項目		☑
1	経営トップによる安全衛生方針の決意表明を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	工場長、管理者等による定期的な職場点検（パトロール）を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	機械設備の一斉検査及び作業前点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
4	年末時期の大掃除等を契機とした5S活動の徹底に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
5	年始時期の作業再開時の安全確認の徹底に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
6	KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
7	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。また、危険箇所を表示する等の危険の「見える化」に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
8	作業マニュアルの周知や安全教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	安全保護具、労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
11	「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく職場環境の改善に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
12	はしごや脚立は正しい方法で使用していますか。また、高所での作業は保護帽や墜落制止用器具（フルハーネス型安全帯等）を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
13	機械設備等へのはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
14	腰痛予防対策指針に基づく腰痛防止対策に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
15	火気の点検、確認など火気管理の徹底に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
16	交通労働災害防止対策に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
17	過重労働をしない・させない職場環境づくりや職場のハラスメント防止につながる取り組みを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
18	高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠・食事・運動等）に関する健康指導などを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
19	感染症拡大防止対策に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
20	その他安全衛生意識高揚のための活動に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>

第14次労働災害防止計画

★厚生労働省では、第14次労働災害防止計画を策定し、労働災害の防止に向けた取組を推進しています。



高齢労働者の安全衛生対策

★厚生労働省では、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、高齢労働者の労働災害防止を推進しています。



安全衛生法の改正

★個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や職場のメンタルヘルス対策の推進のため、安全衛生法が改正され、令和8年1月1日から段階的に施行されます。

